

議案第 61 号

三朝町農産物消費拡大施設の設置及び管理に関する条例等の廃止について

次のとおり三朝町農産物消費拡大施設の設置及び管理に関する条例等を廃止することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本義会の議決を求める。

平成 18 年 6 月 9 日

三朝町長 吉田秀光

三朝町条例第 28 号

三朝町農産物消費拡大施設の設置及び管理に関する条例等を廃止する条例次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 三朝町農産物消費拡大施設の設置及び管理に関する条例（昭和 56 年三朝町条例第 17 号）
- (2) 三朝町農林産物展示販売施設の設置及び管理に関する条例（平成元年三朝町条例第 22 号）
- (3) 三朝ふれあい会館の設置及び管理に関する条例（平成 4 年三朝町条例第 12 号）
- (4) 横手集会所の設置及び管理に関する条例（平成 7 年三朝町条例第 16 号）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。